平成23年7月8日 経済部観光振興監決定 平成24年8月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成28年1月14日一部改正

# 北海道アウトドア優良事業者認定審査の標準

### 第1 趣旨

この認定審査の標準は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第3の1に規定する北海道アウトドア 資格制度業務センターが、北海道アウトドア優良事業者認定要領(以下「要領」という。)第3の1の (1)に規定する優良事業者の認定を受けようとする事業者の認定審査を行うに当たり、要領第3の 1の(2)の規定に基づき、認定審査の標準について定める。

### 第2 認定審査の標準

優良事業者の認定を受けようとする事業者に係る認定審査の標準は、次に定めるとおりとする。

1 人員体制

ガイド資格保有者の配置など、適正な人員体制がとられていること。

- 2 安全対策等
- (1) 安全確保

常にコース上の危険や自然条件等の把握に努めるとともに、顧客の健康状態の確認や催行中止 基準の策定など安全対策を講じていること。

(2) 危険の告知

顧客に対し、発生し得る危険な状態について十分周知すること。

(3)保険等への加入

ア 損害賠償責任保険等に加入し、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填できるよう対策 を講じていること。

イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。

(4)過去の実績

ガイド業務に関し、過去3年間に刑事訴訟において有罪判決が確定してないこと、かつ民事訴訟において損害賠償の支払い命令またはこれと同等の判決を受けてないこと。

(5) 緊急時の対応

事故・災害等の発生に備え、警察、消防機関、市町村、医療機関等と連携を図るとともに、事故・災害発生時における対応方法を役員及び職員が熟知していること。

(6) 受託事業者の管理

ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説明を行うほか、 ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。

- 3 ガイド
- (1) ガイド等職員に対して、定期的に健康診断を実施するなど、健康管理が適切に行われていること。
- (2) ガイド等職員については、傷害保険又は労災保険に加入していること。
- (3) ガイドの資質向上のための定期的な訓練や教育が実施されていること。
- 4 備品装備

事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。

- 5 顧客サービス
- (1) 顧客に対しコースメニューの内容、所要時間、利用料金等の情報が十分に示されていること。
- (2) 顧客からの苦情や提言に対応する担当者を配置し、適切な対応がとれる体制であるとともに、 苦情等の内容を正確に記録し、改善された結果を当該顧客に報告するなど、苦情処理の対応が適 切に行なわれていること。
- 6 顧客を対象としたサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎
- (1) アウトドア活動のサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎に関し、安全対策を講じていること。
- (2)アウトドア活動のサービスの一環として北海道内において無料で実施する送迎に係る運転者は、 過去3年間に罰金以上の刑事処分及び行政処分を受けていないこと。
- 7 記録・評価

事業活動記録(事業日誌)、ガイド個人のガイド記録、事故が生じた場合の記録等について適切に 記録し、保存していること。

8 関係法令の理解・遵守 役員は、関係法令等を遵守するとともに、職員に、関係法令等を理解及び遵守させるよう努めて いること。

# 第3 分野別細則

認定審査に係る分野ごとの細則は、別表1から別表5までに定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この認定審査の標準は、平成23年7月8日から施行する。
- 2 北海道アウトドア資格制度優良事業者の認定登録の標準(平成21年3月31日付け経済部参事 監決定)は、廃止する。

附 則(平成24年7月12日経済部観光振興監決定)

この認定審査の標準の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日経済部観光振興監決定)

この認定審査の標準の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月14日経済部観光振興監決定)

この認定審査の標準の一部改正は、平成28年1月14日から施行する。

	項目			容		
1	人員体制					
	ガイド資格取得	ア事業所には、	、実施シーズンを通	<b>通して、ガイド資格を取得して3年以上経過</b>		
	保有者等の適正	している山岳	(夏山・冬山)ガイ	イド資格保有者が1名以上常勤すること。		
	な配置	イーツアー実施	時には、次の「ツブ	アー実施時のガイド資格保有者の配置基準」		
		に合致した人	員のガイド資格保存	有者を配置すること。		
		【ツアー実施時の	のガイド資格保有る	者の配置基準】		
		(夏山)				
		== N/	ガイド資格保有			
		顧客数	者の配置数	備考		
		1~12名	1名以上	顧客数は、山岳(夏山)ガイド資格取得		
		12~24名	2名以上	を目指すアウトドア検定合格認定者 1		
		以下、これに	準ずる	名が同行することにより6名まで増員		
				することができる。		
				ただし、ガイド資格保有者1名に対して		
				同行できるアウトドア検定合格認定者		
				は1名とし、事前に行程等についての説		
				明を行うこと。		
		(冬山)				
		顧客数	ガイド資格保有	備考		
			者の配置数			
		1~8名	1名以上	顧客数は、山岳(冬山)ガイド資格取得		
		9~18名	2名以上	を目指す山岳(夏山)ガイド資格保有者		
		以下、これに	準ずる	1名が同行することにより4名まで増		
				員することができる。		
				ただし、ガイド資格保有者1名に対して		
				同行できる山岳(夏山)ガイド資格保有		
				者は1名とし、事前に行程等についての		
				説明を行うこと。		
		(注1) 事業の一部を他の事業者に委託する場合も、ツアー実施時のガイド配				
		置は上記の基準を満たすこと。				
		(注2)上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的				
		条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時				
		の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が				

決定するものであること。

	項 目	内容
2	安全対策	
(1	) 危険の告知	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。
(2	)保険等への加	ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任
		保険等に加入していること。
		イ 顧客に対し、損害保険の加入に関する情報を十分に説明していること。
(3	) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説
		明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3	備品、装備	ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。
	安全な備品等	) イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。
	使用、着用	
4	顧客を対象と	し ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。
	たサービスの	一 イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険
	環として無料	で (自賠責保険及び任意保険) に加入していること。
	実施する送迎	ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。
		エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。

項目		内	容		
1 人員体制					
ガイド資格保有	ア 事業所には	、実施シーズン	を通して、ガイド資格を取得して3年以上経済		
者等の適正な配	している自然ガイド資格保有者が1名以上常勤すること。				
置	イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」				
	に合致した人	に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。			
	【ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準】				
	     顧 客 数	ガイド資格保	備考		
		有者の配置数			
	1~20名	1名以上	顧客数は、自然ガイド資格取得を目指すア		
	21~40名		ウトドア検定合格認定者1名につき10名		
	以下、これに	準ずる	まで増員することができる。		
			ただし、ガイド資格保有者1名に対して同		
			行できるアウトドア検定合格認定者は1名    とし、事前に行程等についての説明を行う		
			こと。		
	(注1) 事業の	一部を他の事業	⊆ ⊆ 。   者に委託する場合も、ツアー実施時のガイド酸		
	/				
	置は上記の基準を満たすこと。 (注2)上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的				
	条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時				
	の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が				
	決定す	るものであるこ	٤.		
2 安全対策	顧客に対し、発	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。			
(1)危険の告知					
(2)保険等への加入	、 ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任				
	保険等に加入	していること。			
			に関する情報を十分に説明していること。		
(3) 受託事業者の管理			場合は、事業計画・実施手順に関する事前の記		
			るガイドはガイド資格保有者であること。		
3 備品、装備			備品・装備等を点検すること。		
安全な備品等の	) イ 事故に備え 	、通信機器、救	急箱等が常備されていること。		
使用、着用	→ `*`m,- /+ □	<b>-</b>	まは、 字にせに トムナフェー		
4 顧客を対象としたサ			車は、運行前に点検すること。 、		
ービスの一環として			ハ、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(   入していること。		
無料で実施する送迎			人していること。  加入に関する情報を十分に説明していること		
			、責任者を定め、安全な運行に努めること。		
			, Articken Articinesson Co.		

項目	内			
1 人員体制				
ガイド資格保有	ア 事業所には、実施シーズン	を通して、ガイド資格を	を取得して3年以上経過	
者等の適正な配	しているカヌー(ガイド)ガー	イド資格保有者が1名」	<b>以上常勤すること。</b>	
置	イ ツアー実施時には、次の「	イ ツアー実施時には、次の「ツアー実施時のガイド資格保有者の配置基準」		
	に合致した人員のガイド資格保有者を配置すること。			
	【ツアー実施時のガイド資格係	具有者の配置基準】		
	1 配置するガイドは、ガイド	資格保有者(カヌーガィ	イド、カヌージュニアガ	
	イド)又は20回以上かつ2	O時間以上のガイド業績	務経験(補助的な立場で	
	実施したものを含む。)である	らこと。		
	2 同一のツアーに参加する金	≧てのガイドを次の「換	算表」にあてはめて計算	
	した換算数の和が「ガイド配	置一覧表」の換算数以.	上となること。	
	【換算表】			
	ガイド種類	§I]	1名当り換算数	
	①北海道アウトドアガイド保存	育者(ガイド)	1. 0	
	②北海道アウトドアガイド資格	<b>各保有者(ジュニアガ</b>	0. 5	
	イド)			
	③北海道アウトドアガイド資格	8保有者以外のガイド	0	
			_	
	ガイド配置数一覧表			
	ツアーの出艇数 ガイド資格保		ī者の換算数	
	1~ 5艇	1		
	6~10艇	2		
	11~15艇	3		
	16~20艇	4		
	21~25艇 5			
	26~30艇	6		
	30艇を超える場合は、5艇ま	で増える毎につき、換	算数1を加える	
	│ │ (注1) 事業の一部を他の事業	者に委託する場合も、ご	」 ソアー実施時のガイド配	
	置は上記の基準を満たすこと。			
	(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理			
	条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時の			
	諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が決			
	定するものであること。			
2 安全対策	顧客に対し、発生しうる危険な	    状態について周知する。		
(1)危険の告知				
(2)保険等への加入	ア 事業者は、事故の発生に伴し	ハ、顧客が受ける損害を	を補填する損害賠償責任	
	保険等に加入していること。			
	イ 顧客に対し、保険等の加入	に関する情報を十分に	说明していること。	

	項目	内容
(3) 受託事業者の管理		ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説
		明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3	備品、装備等	ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。
	安全な備品の使	イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。
	用、着用 等	ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等、
		必要な施設整備を有すること。
4	顧客を対象としたサ	ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。
	ービスの一環として	イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(自
	無料で実施する送迎	賠責保険及び任意保険)に加入していること。
		ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。
		エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。

別表	長4 ラフティング							
	項 目			内				
1	人員体制							
	ガイド資格保有	ア 事業所	こは、実施シ	ーズンを通し <sup>-</sup>	て、ガイド資格を	取得して	3年以上	経過
	者等の適正な配	している	ラフティング	(ガイド)ガイ	ド資格保有者が	1名以上常	常勤するこ	ع ــ
	置	イ ツアー	実施時には、	次の「ツアー	実施時のガイド	資格保有都	皆の配置基	ᅸ準」
		に合致し	た人員のガイ	ド資格保有者	を配置すること。	)		
		【ツアー実	₹施時のガイ	、 ・資格保有者の	)配置基準】			
		1 配置す	るガイドは次	の(1)、(2)の	いずれかである	こと。		
		(1) ガイト イド)	ぶ資格保有者	(ラフティング	ブガイドまたはラ	フティン	グジュニ	アガ
			- た宝体する	可川において	トレーニング	トロップな	: 30 回以	<b>⊢</b> か
		. ,			10 = 271	.,,,,,,	. 50 凸次	⊥ /3
			つ 30 時間以上の経験を有する者。 2 ツアー毎のガイドの合計人数が出艇数以上であること (1艇に1名以上					
			のガイドを配置すること)					
				<i></i>	イドを次の「換掌	算表」にあ	てはめて	計算
			_	上となること				
		【換算表】						
			ラフティ	ングガイド種類	到	1名当	り換算数	
		①北海道フ	゚゚ウトドアガ	イド資格保有者	首(ガイド)	+ 1	. 00	
		②北海道7	゚゚ウトドアガ	イド資格保有者	首(ジュニアガ	-0	. 25	
		イド)						
		③北海道7	<sup>7</sup> ウトドアガ <sup>.</sup>	イド資格取得	保有者以外のガ	<b>–</b> 1	. 00	
		イド						
		【ガイドの	)配置基準例】					
		、 ガイド資格保有者等の配置数(人) +n 無 井			甘浩の			
		リッアーの	資格保有者	資格保有者	資格保有者	加算	基準の	

ツアーの	ガイド資格係	加算	基準の		
出艇数	資格保有者	資格保有者	資格保有者	ル <del>昇</del> 結果	選挙の   適 否
山깵剱	(ガイド)	(Jr ガイド)	以外のガイド	和木	迎 古
	1	4	_	0	0
	1	3	1	-0. 75	×
5 艇	2	3	_	+1. 25	0
	2	2	1	+0. 50	0
	2	1	2	-0. 25	×
	3	1	2	+0. 75	0

	(注1) 事業の一部を他の事業者に委託する場合も、ツアー実施時のガイド配
	置は上記の基準を満たすこと。
	(注2)上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的
	条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時
	の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が
	決定するものであること。
2 安全対策	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。
(1)危険の告知	
(2)保険等への加入	ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任
	保険等に加入していること。
	イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。
(3) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説
	明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3 備品、装備等	ア ツアー開始前に、使用する備品・装備等を点検すること。
安全な備品の使	イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。
用、着用 等	ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等
	必要な施設整備を有すること。
4 顧客を対象とし	ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。
たサービスの一環と	イ 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する自動車保険(自
して無料で実施する	賠責保険及び任意保険)に加入していること。
送迎	ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。
	エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。

項目	内容
1 人員体制	
ガイド資格保有	  ア 事業所には、実施シーズンを通して、ガイド資格を取得して3年以上経過
者等の適正な配	しているトレイルライディングリーダーガイド資格保有者が1名以上常勤
置	すること。
	イ ツアー実施時には、次の「トレイル実施時のガイド資格保有者の配置基
	準」に合致した人員のトレイルライディングリーダーの資格保有者を配置す
	ること。
	【トレイル実施時のガイド資格保有者の配置基準】
	トレイルライディング アシスタントは、トレイルライデ
	顧 客 数
	1~ 5名 1名以上 にトレイル指導又は指導助手を
	6~10名 2名以上 行うことができる。
	以下、これに準ずる
	(注1) 事業の一部を他の事業者に委託する場合も、ツアー実施時のガイド配
	置は上記の基準を満たすこと。
	(注2) 上記の基準は固定的なものではなく、ガイドの配置は天候や地理的
	条件、フィールドの状況、参加者の身体的・精神的状況など、実施時
	の諸条件により、参加者が安全に安心して活動できるよう事業者が
	決定するものであること。
2 安全対策	顧客に対し、発生しうる危険な状態について周知すること。 
(1) 危険の告知	
(2)保険等への加入 	ア 事業者は、事故の発生に伴い、顧客が受ける損害を補填する損害賠償責任
	保険等に加入していること。
(0) 75-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	イ 顧客に対し、保険等の加入に関する情報を十分に説明していること。
(3) 受託事業者の管理	ガイド業務の一部を委託する場合は、事業計画・実施手順に関する事前の説
- 44 = 45 44 14 - 5	明を行うほか、ツアーに参加するガイドはガイド資格保有者であること。
3 備品、装備、施設、	
乗用馬	ること。
	イ 事故に備え、通信機器、救急箱等が常備されていること。 ウ 原文が仕身まる屋内拡張り清潔に無理された L くし シャワ 東大宮笠
用、着用等	ウ 顧客が休息する屋内施設や清潔に管理されたトイレ、シャワー、更衣室等
(2)トレッキングに	必要な施設整備を有すること。
適した乗用馬の	
世界 使用	
世 4 顧客を対象としたサ	ア 送迎に使用する自家用自動車は、運行前に点検すること。
4 顧客を対象としたサービスの一環と	/
して無料で実施	新来有は、事成の光生に行い、顧各が支げる損害を補填する自動単体機(自 賠責保険及び任意保険)に加入していること。
する送迎	照真床膜及び性急床膜/ に加入していること。   ウ 顧客に対し、自動車保険の加入に関する情報を十分に説明していること。
7.00	エ 自家用自動車の運行に関し、責任者を定め、安全な運行に努めること。
	- ロか川口却干い圧口に因し、貝は甘さだの、メエは圧门に力ののこと。